

Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス利用規約【現改比較表】 2022年10月27日現在

～2022年10月26日

2022年10月27日～

<p>目次</p> <p>第1条～第35条（略）</p> <p>第36条 輸出</p> <p>第37条～附則（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1条～第35条（略）</p> <p>第36条 輸出 及び法律の遵守</p> <p>第37条～附則（略）</p>												
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第4条 規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第4条 規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用語</th> <th style="width: 80%;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>7 Enterprise Streaming</td> <td>Enterprise Streaming 設備を利用して動画配信を行うための基本機能 および、ユーザが作成した動画コンテンツをイベント設備に配置し、ビデオ・オンデマンドの実現する機能、ユーザ実施するライブを Enterprise Streaming 設備でリアルタイムに一斉配信する機能、SAML 認証による Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が指定する利用者がサービスを利用する際、ログイン認証省く機能、 当社が指定する SaaS サービスと連</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～6（略）	（略）	7 Enterprise Streaming	Enterprise Streaming 設備を利用して動画配信を行うための基本機能 および、ユーザが作成した動画コンテンツをイベント設備に配置し、ビデオ・オンデマンドの実現する機能 、ユーザ実施するライブを Enterprise Streaming 設備でリアルタイムに一斉配信する機能、SAML 認証による Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が指定する利用者がサービスを利用する際、ログイン認証省く機能、 当社が指定する SaaS サービスと連	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用語</th> <th style="width: 80%;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>7 Enterprise Streaming</td> <td>Enterprise Streaming 設備を利用して動画配信を行うための基本機能、ユーザ実施するライブを Enterprise Streaming 設備でリアルタイムに一斉配信する機能、SAML 認証による Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が指定する利用者がサービスを利用する際、ログイン認証省く機能 及び 当社が指定する SaaS サービスと連携する機能</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～6（略）	（略）	7 Enterprise Streaming	Enterprise Streaming 設備を利用して動画配信を行うための基本機能、ユーザ実施するライブを Enterprise Streaming 設備でリアルタイムに一斉配信する機能、SAML 認証による Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が指定する利用者がサービスを利用する際、ログイン認証省く機能 及び 当社が指定する SaaS サービスと連携する機能
用語	用語の意味												
1～6（略）	（略）												
7 Enterprise Streaming	Enterprise Streaming 設備を利用して動画配信を行うための基本機能 および、ユーザが作成した動画コンテンツをイベント設備に配置し、ビデオ・オンデマンドの実現する機能 、ユーザ実施するライブを Enterprise Streaming 設備でリアルタイムに一斉配信する機能、SAML 認証による Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が指定する利用者がサービスを利用する際、ログイン認証省く機能、 当社が指定する SaaS サービスと連												
用語	用語の意味												
1～6（略）	（略）												
7 Enterprise Streaming	Enterprise Streaming 設備を利用して動画配信を行うための基本機能、ユーザ実施するライブを Enterprise Streaming 設備でリアルタイムに一斉配信する機能、SAML 認証による Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が指定する利用者がサービスを利用する際、ログイン認証省く機能 及び 当社が指定する SaaS サービスと連携する機能												

	携する機能
8～12 (略)	(略)

13 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
---------------------------	---

(Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供区間)

第 5 条 当社の Arcstar Enterprise Streaming 定期サービスは、別記 1 に定める提供区間において提供します。

第 6 条～第 19 条 (略)

(利用料金の支払義務)

第 20 条 Arcstar Enterprise Streaming 定期サービス契約者は、その Arcstar Enterprise Streaming 定期サービス契約に基づいて Arcstar Enterprise Streaming 定期サービスの提供を開始した日から起算して、Arcstar Enterprise Streaming 定期サービス契約の解除があ

8～12 (略)	(略)

13 サブライヤ	Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供を当社が委託する事業者
--------------------------	---

14 ブラウザベースピアリング	Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスにより当社が配布するソフトウェアを利用せずに、ウェブブラウザによる視聴時に WebRTC(Web Real-Time Communication)の技術を活用して動画配信トラフィックを効率化する機能
---------------------------------	--

15 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
---------------------------	---

(Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供区間)

第 5 条 当社の Arcstar Enterprise Streaming 定期[利用](#)サービスは、別記 1 に定める提供区間において提供します。

第 6 条～第 19 条 (略)

(利用料金の支払義務)

第 20 条 Arcstar Enterprise Streaming 定期[利用](#)サービス契約者は、その Arcstar Enterprise Streaming 定期[利用](#)サービス契約に基づいて Arcstar Enterprise Streaming 定期[利用](#)サービスの提供を開始した日から起算して、Arcstar Enterprise Streaming 定期[利用](#)

った日について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

2（略）

(1)~(2)（略）

区 別	支払いを要しない料金
1 Arcstar Enterprise Streaming 定期 サービス契約者の責めによらない理由により、その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを全く利用できない状態（その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態とる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスについての料金
2（略）	（略）

3（略）

第 21 条～第 28 条（略）

（免責）

第 29 条 当社は、前条の場合を除き、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契

サービス契約の解除があった日について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

2（略）

(1)~(2)（略）

区 別	支払いを要しない料金
1 Arcstar Enterprise Streaming 定期 <u>利用</u> サービス契約者の責めによらない理由により、その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを全く利用できない状態（その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態とる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスについての料金
2（略）	（略）

3（略）

第 21 条～第 28 条（略）

（免責）

第 29 条 当社は、前条の場合を除き、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契

約者に係る損害の賠償をしないものとし、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は当社にその損害の賠償の請求をしないものとします。

2 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

3 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用により生じる結果について、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者に対し、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分及びその他の原因を問わず責任を負担しないものとします。

4 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者から Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供のために必要となる協力を得られなかったためにその提供ができなかった場合には、責任を負担しないものとします。

5 この規約に定める免責に関する事項は、この規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを免責事項がこの規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

約者に係る損害の賠償をしないものとし、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は当社にその損害の賠償の請求をしないものとします。また、サプライヤは、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者に係る損害の賠償をしないものとし、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者はサプライヤにその損害の賠償の請求をしないものとします。

2 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決し、当社及びサプライヤに責任を負担させないものとします。

3 当社及びサプライヤは、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用により生じる結果について、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者に対し、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分、不可抗力を含む当社又はサプライヤの合理的支配権の範囲を超える状況及びその他の原因を問わず責任を負担しないものとします。当社及びサプライヤは、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスにつき、明示的又は黙示的にサービスレベルを含むなんらの保証をするものではありません。

4 当社及びサプライヤは、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者から Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供のために必要となる協力を得られなかったためにその提供ができなかった場合には、責任を負担しないものとします。

5 この規約に定める免責に関する事項は、この規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを免責事項がこの規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社及びサプライヤは免責されます。

<p>第 30 条 (略)</p>	<p>第 30 条 (略)</p>
<p>(データの利用)</p> <p>第 31 条 当社は当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製することがあります。</p> <p>第 32 条～33 条 (略)</p>	<p>(データの利用)</p> <p>第 31 条 当社は当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製することがあります。</p> <p><u>2 当社は、前項の目的のため、サプライヤに対して使用状況やパフォーマンスに関するデータを Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者や個人を特定できない形で使用、開示及び配布することがあります。</u></p> <p>第32条～33条 (略)</p>
<p>(利用に係る Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の義務)</p> <p>第34条 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービスに付される、もしくは含まれている著作権に係る表示を削除したり、隠したり、改変（を含むがこれに限られないものとする）を<u>してはならない。</u></p> <p>(10) 当社に事前の書面での合意なしで、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービスの性能について第三者に開示又は公表しないこと。</p>	<p>(利用に係る Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の義務)</p> <p>第34条 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービスに付される、もしくは含まれている著作権に係る表示を削除したり、隠したり、改変（を含むがこれに限られないものとする）を<u>しないこと。</u></p> <p>(10) 当社に事前の書面での合意なしで、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービスの性能について第三者に開示又は公表しないこと。</p> <p><u>(11) Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者はその指定する者に動画配信ライセンスを使用させることができるが、その使用者に本条を遵守させること。</u></p>

(11) Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者又はArcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者の従業員、代理人、下請業者及び請負業者等が、前項(9)及び第35条(知的所有権)の規定を守るために、あらゆる合理的な措置を講ずるものとする。規約条件に基づいて明示的に付与されない全ての権利は、当社に対して留保されるものとする。

(12) その他、法令、この規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

2 (略)

3 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者は、当社ならびに当社の取締役、役員、従業員等をあらゆる申立てから防御しなければならず、また、かかる申立てに関連して、当社ならびに当社の取締役、役員、従業員等が被った第三者への損害賠償、費用及び料金(合理的な外部の弁護士費用を含みます)を当社ならびに当社の取締役、役員、従業員等に対して支払う、あるいは払い戻すものとし、ただし、かかる申立てが、下記のいずれかの範囲内であることを条件とします。

(1) Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者のEnterprise Streamingから生じた、または当該Enterprise Streamingに関連して(中傷的、あるいはパブリシティ—またはプライバシーの権利を侵害する、猥褻的、侮辱的、知的所有権の侵害が主張されている申立てを含むが、これに限定されないものとする)生じたもの。

(12) Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者又はArcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者の従業員、代理人、下請業者及び請負業者等が、前項(9)及び第35条(知的所有権)の規定を守るために、あらゆる合理的な措置を講ずるものとする。規約条件に基づいて明示的に付与されない全ての権利は、当社に対して留保されるものとする。

(13) 広告又は販売促進資料を送信又は提供しないこと、あるいは、第三者がArcstar Enterprise Streaming定期利用サービスを使用して送信若しくは提供した広告又は販売促進資料に対する反応を取得するために利用しないこと。

(14) その他、法令、この規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

2 (略)

3 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者は、当社ならびに当社の取締役、役員、従業員等をあらゆる申立てから防御しなければならず、また、かかる申立てに関連して、当社ならびに当社の取締役、役員、従業員等が被った第三者への損害賠償、費用及び料金(合理的な外部の弁護士費用を含みます)を当社ならびに当社の取締役、役員、従業員等に対して支払う、あるいは払い戻すものとし、ただし、かかる申立てが、下記のいずれかの範囲内であることを条件とします。

(1) Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者のEnterprise Streamingから生じた、又は当該Enterprise Streamingに関連して(中傷的、あるいはパブリシティ—又はプライバシーの権利を侵害する、猥褻的、侮辱的、知的所有権の侵害が主張されている申立てを含むが、これに限定されないものとする)生じたもの。

<p>(2) かかる申立てが、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の作為あるいは不作為により、第三者が Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスへの不正アクセスを行ったことによって生じたもの。</p>	<p>(2) かかる申立てが、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者の作為あるいは不作為により、第三者がArcstar Enterprise Streaming定期利用サービスへの不正アクセスを行ったことによって生じたもの。</p>
<p>(輸出)</p> <p>第36条 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者は、規約に基づいた履行に関連して、適用されるすべての<u>連邦、州及び地方の法律、規制及び</u>輸出要件を遵守するものとします。当社から取得したソフトウェアあるいは技術データの最終的な輸出先について、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者が当社に対して行う開示にかかわらず、また、規約の条項に反しているかどうかにかかわらず、顧客は、合衆国政府あるいはその行政機関、<u>または</u>修正、輸出あるいは再輸出の時点において、輸出許可証あるいは他の政府認可証を要請する他の国家から必要な全ての許可証を最初に取得することなしで、直接的あるいは間接的に、何らかのソフトウェアあるいは技術データもしくはその一部を修正、輸出あるいは再輸出しないものとします。当社は、要請される事前の通告なしで、また、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者が本条に違反した場合、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者に対して一切責任を負担することなく、規約に基づいた何らかの義務の履行を一時停止する権利を有するものとします。合衆国政府によって制限された権利がある場合、規約に基づいて提供されたソフトウェアは、私的な費用負担により、独占的に開発された商用コンピューター・ソフトウェアであるとともに、あらゆる点において、単に当社に対して帰属するに過ぎない専有データであるものとします。当該ソフトウェアが、下記の事項によって、あるいは下記の事項の代理として取</p>	<p>(輸出及び法律の遵守)</p> <p>第36条 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者は、規約に基づいた履行に関連して、適用されるすべての<u>法令規制及び</u>輸出要件を遵守するものとします。当社から取得したソフトウェアあるいは技術データの最終的な輸出先について、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者が当社に対して行う開示にかかわらず、また、規約の条項に反しているかどうかにかかわらず、顧客は、合衆国政府あるいはその行政機関、<u>又は</u>修正、輸出あるいは再輸出の時点において、輸出許可証あるいは他の政府認可証を要請する他の国家から必要な全ての許可証を最初に取得することなしで、直接的あるいは間接的に、何らかのソフトウェアあるいは技術データもしくはその一部を修正、輸出あるいは再輸出しないものとします。当社は、要請される事前の通告なしで、また、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者が本条に違反した場合、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者に対して一切責任を負担することなく、規約に基づいた何らかの義務の履行を一時停止する権利を有するものとします。合衆国政府によって制限された権利がある場合、規約に基づいて提供されたソフトウェアは、私的な費用負担により、独占的に開発された商用コンピューター・ソフトウェアであるとともに、あらゆる点において、単に当社に対して帰属するに過ぎない専有データであるものとします。当該ソフトウェアが、下記の事項によって、あるいは下記の事項の代理として取得される場合、す</p>

<p>得される場合、すなわち：(a) 国防総省の行政機関<u>または</u>部署、もしくは (b) 合衆国政府の民間機関、更に、国防総省連邦調達規則 (DFAR)、第227.7202及びその後続条項 (第48連邦規則集 (C.F.R.)、第227.7202)、更に連邦調達規則 (FAR)、第12.212及びその後続条項 (第48連邦規則集 (C.F.R.)、第12.212) に対して個別に従い、本件の配信マネージャーならびに規約に基づいて取得される何らかの付属文書を利用、複製あるいは開示する政府機関ならびにその行政機関の権利は、規約の制約条項に服するものとします。</p>	<p>なわち：(a) 国防総省の行政機関<u>又は</u>部署、もしくは (b) 合衆国政府の民間機関、更に、国防総省連邦調達規則 (DFAR)、第227.7202及びその後続条項 (第48連邦規則集 (C.F.R.)、第227.7202)、更に連邦調達規則 (FAR)、第12.212及びその後続条項 (第48連邦規則集 (C.F.R.)、第12.212) に対して個別に従い、本件の配信マネージャーならびに規約に基づいて取得される何らかの付属文書を利用、複製あるいは開示する政府機関ならびにその行政機関の権利は、規約の制約条項に服するものとします。</p>
<p>(再販売の禁止)</p> <p>第 37 条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、あらかじめ当社の許可なく Arcstar Enterprise Streaming 定期サービスを卸電気通信役務として再販売をできないものとします。</p>	<p>(再販売の禁止)</p> <p>第 37 条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを再販売できないものとします。また、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを賃貸、リース、請負又は Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを利用して類似サービスの提供についても行わないものとし、第三者による直接的又は間接的な不正利用をさせないように措置を取るものとします。</p>
<p>別記</p> <p>1 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供区間</p> <p>当社は、次に掲げる区間において Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを提供します。</p> <p>(1) インターネット接続点相互間</p>	<p>別記</p> <p>1 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供区間</p> <p>当社は、次に掲げる区間において Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを提供します。</p> <p>(1) インターネット接続点相互間</p> <p>1の2 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供バージョン</p> <p>Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者がブラウザベースピアリングを利用する場合、WebRTC(Web Real-Time Communication)データチャネル通信をサポートする Web ブラウザのバージョンに準拠します。</p> <p>また、当社が配布するソフトウェアを利用する場合には、当社が提供指定するバージョン</p>

<p>2～8 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 ～第2表 (略)</p>	<p>ヨンが保守対象となります。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 ～第2表 (略)</p>																														
<p>第3表 附帯サービスに関する料金</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" data-bbox="94 622 1108 1082"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用権に関する事項の証明手数料</td> <td>1 契約ごとに</td> <td>300円 (330円)</td> </tr> <tr> <td>支払証明書の発行手数料</td> <td>支払証明書 1 枚ごとに</td> <td>400円 (440円)</td> </tr> <tr> <td>その他イベント運用 (ライブ配信当日の配信機材(カメラ、ミキサー等)の支援)</td> <td>1 契約ごとに</td> <td>別に算定する額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料金額	利用権に関する事項の証明手数料	1 契約ごとに	300円 (330円)	支払証明書の発行手数料	支払証明書 1 枚ごとに	400円 (440円)	その他イベント運用 (ライブ配信当日の配信機材(カメラ、ミキサー等)の支援)	1 契約ごとに	別に算定する額	備考 (略)			<p>第3表 附帯サービスに関する料金</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" data-bbox="1108 622 2139 1082"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用権に関する事項の証明手数料</td> <td>1 契約ごとに</td> <td>300円 (330円)</td> </tr> <tr> <td>支払証明書の発行手数料</td> <td>支払証明書 1 枚ごとに</td> <td>400円 (440円)</td> </tr> <tr> <td>その他イベント運用に係る料金</td> <td>1 契約ごとに</td> <td>別に算定する額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料金額	利用権に関する事項の証明手数料	1 契約ごとに	300円 (330円)	支払証明書の発行手数料	支払証明書 1 枚ごとに	400円 (440円)	その他イベント運用 に係る料金	1 契約ごとに	別に算定する額	備考 (略)		
区 分	単 位	料金額																													
利用権に関する事項の証明手数料	1 契約ごとに	300円 (330円)																													
支払証明書の発行手数料	支払証明書 1 枚ごとに	400円 (440円)																													
その他イベント運用 (ライブ配信当日の配信機材(カメラ、ミキサー等)の支援)	1 契約ごとに	別に算定する額																													
備考 (略)																															
区 分	単 位	料金額																													
利用権に関する事項の証明手数料	1 契約ごとに	300円 (330円)																													
支払証明書の発行手数料	支払証明書 1 枚ごとに	400円 (440円)																													
その他イベント運用 に係る料金	1 契約ごとに	別に算定する額																													
備考 (略)																															
	<p>附 則 (令和4年10月21日 CAS1サ第00976024号)</p> <p>この改正規定は、令和4年10月27日から実施します。</p>																														